

第V期宮城県公社等外郭団体改革計画【概要】

策定の経緯

本県の公社等外郭団体改革は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」の趣旨に沿って、平成26年3月に策定した「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画」(計画期間:平成26年度～平成29年度)に基づいて取り組んできた。

平成29年度で計画期間が終了することから、同計画の取組成果や課題等を検証しながら、「第V期公社等外郭団体改革計画」を策定した。

第1 本計画の目的

県及び公社等外郭団体(以下「公社等」という。)が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めるため、社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた役割等を考慮しながら、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図るため策定するもの。

第2 計画期間

平成30年度から平成33年度までの4か年

第3 計画策定の方向性

【IV期計画での取組成果】

- 一般社団法人宮城県下水道公社は委託の在り方の見直しを行い、公募による指定管理者へ(平成26年度から公社等外郭団体の指定から除外)
- 仙台空港ビル株式会社及び仙台エアカーゴターミナルビル株式会社について、仙台国際空港民営化に伴い、出資引揚を実施(平成28年1月出資引揚、平成28年6月解散)
- 公社等外郭団体経営評価委員会において改善支援団体に分類された11団体のうち、県が最大出資者となる8団体について調査審議を行い、重点的に経営改善に向けた指導・助言を実施

<IV期計画当初との対比>

主な取組項目	平成26年度実績	平成29年度実績
(1) 団体数	56団体	54団体
(2) 財政的関与の状況	8,745百万円	12,356百万円
(3) 県職員の派遣状況	7団体 14人	5団体 13人
(4) 累積欠損金の状況	9団体 14,335百万円	8団体 13,910百万円

【今後の方向性】

公社等	公社等を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、自らの役割及び意義を再確認し、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを提供していくよう一層の改革に取り組むことが引き続き求められる。
県	公社等を取り巻く外部環境の変化及び運営状況を的確に把握し、公社等が東日本大震災からの復興における役割を果たすとともに、復興後のステージを見据えた公社等の在り方に対応できるよう今後も適正に関与していく。 ・運営改善を早急に実施すべき公社等については、重点的に助言又は指導を行う。 ・収支状況等が良好で安定的な経営を行っている公社等については関与の度合いを弱め、一層の自立的運営の促進を図る。

第5 進行管理等

- 1 行政改革推進本部において、改革計画の取組成果の報告等全体の進行管理
- 2 公社等外郭団体総合調整委員会において、公社等の指定や分類の見直し、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等の妥当性等を審議
- 3 公社等は、経営評価指標を活用の上、自ら経営評価等を行うとともに団体改革計画表等を提出し、知事等は、公社等からの報告に基づき、推進本部等で検討
- 4 改革計画の取組成果を取りまとめ、議会に報告及びインターネットでの公表

第4 計画の取組内容

1 公社等の指定

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例及び同条例施行規則に規定する要件に基づき、毎年度指定する。

【指定要件】

① 県の出資割合が4分の1以上	② i 県の出資割合が5分の1以上4分の1未満、かつ県が最大出資者	② ii 県の補助金等が総収入の4分の1以上	② iii 県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から指定
-----------------	-----------------------------------	------------------------	------------------------------------

2 改革の進め方

【団体の分類と分類方法】

改善支援団体	自立支援団体	進行管理団体
<p>業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等を分類</p> <p>○県の指導を重点化</p> <p>○公社等外郭団体経営評価委員会における調査審議の対象として、他の最大出資者がいる場合は、当該出資者の意向を尊重して、必要な範囲で調査審議を実施</p> <p>○経営健全化方針を策定した公社等は、着実に経営改善が実施されるよう進捗管理</p> <p>【分類方法】</p> <p>次のイ～ハのいずれかの要件に該当する団体を抽出した上で、公益目的に基づく団体固有の状況のほか、「検証の視点」を踏まえ、分類する。</p> <p>イ 第V期宮城県公社等外郭団体改革計画進行管理等実施要綱における「財務の健全性に関する指標」において、参考指標がC又はDとなった団体</p> <p>ロ 累積欠損金があり、第V期計画期間中(平成30～33年度)に自力解消できる見込みがない団体</p> <p>ハ 第三セクター等改革推進債を活用している団体</p>	<p>収支状況等が良好であり、更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤の強化を目指す公社等を分類</p> <p>○関与の度合いを弱め、一層の自立的な運営を促進</p> <p>【分類方法】</p> <p>改善支援団体の要件に該当しない団体を「自立支援団体」とする。</p>	<p>廃止又は統合することが決定し、今後指定団体から外れることが見込まれる公社等を分類</p> <p>○所管部局(主務課)が主体となって廃止又は統合に向かう必要な助言又は指導</p>

*計画期間中に各団体の要件に該当する場合は、分類変更について検討する。

3 公社等外郭団体経営評価委員会の役割

経営評価委員会は、「改善支援団体」に分類された公社等の財務や経営等に関する分析などの経営評価を行って、経営改善に向けた意見をまとめる。県は、経営評価委員会の意見を聴き、その意見を公社等への助言又は指導に最大限に反映する。

4・5 県及び公社等の取組

県は、公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら、以下の項目について、団体の経営状況等に応じて、必要な助言又は指導を行う。

- ・経営評価への支援
- ・財政的関与の適正化
- ・委託の在り方の見直し
- ・県職員の派遣の適正化
- ・県退職者の再就職の適正化
- ・その他公社等の運営改善等に向けた支援

公社等は、自ら経営改善を行うとともに、自立した経営基盤の下で効果的で効率的なサービスの提供ができるよう、以下の取組を計画的に実施するよう努める。

- ・経営評価の実施
- ・経営基盤の確立
- ・効率的・合理的な組織運営
- ・経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化
- ・コンプライアンスの徹底
- ・インターネット等による情報公開の推進

「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」の3つの観点から、公社等の取組や経営上の課題を踏まえ、以下の評価区分により総合的に評価し、公社等に必要な助言又は指導を行う。

なお、「組織運営の健全性」・「財務の健全性」については、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づいて参考指標を導く。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| A:概ね良好 | :取組及び経営等が概ね良好な公社等 |
| B:改善の余地あり | :取組及び経営上の課題が認められ、今後の改善が望まれる公社等 |
| C:改善措置が必要 | :取組及び経営上の課題が認められ、改善への対応が求められる公社等 |
| D:大いに改善措置が必要 | :取組及び経営上の課題が認められ、一層の改善への対応が求められる公社等 |

【第V期宮城県公社等外郭団体改革計画における団体分類と県の改革の進め方】

(平成31年3月末現在)

○改善支援団体（8団体）

団体名	県の改革の進め方
阿武隈急行株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・現経営健全化計画（平成26年度～平成30年度）の検証を福島県及び沿線市町とともにを行い、その結果を平成30年度に団体が策定する次期経営健全化計画（平成31年度～平成35年度）及び長期経営計画（平成26年度～平成35年度）の見直しに反映させることにより、団体の収支健全化に向けた取組がより実効性の高いものとなるよう助言又は指導を行います。 ・平成30年度において両県と沿線市町が共同して「阿武隈急行沿線公共交通網形成計画」を策定し、同線の利用促進に関する各自治体の支援姿勢と具体的取組の明確化を図ります。
株式会社仙台港貿易促進センター	アクセル事業を県に売却後、仙台港国際物流ターミナル事業等を柱に堅調な経営を継続してきたことから、引き続き団体の累積欠損金の縮減・解消に向けて、出資者として必要な助言又は指導を行います。
公益社団法人宮城県物産振興協会	団体は、将来を見据えた経営基盤の確立を図るために検討会議を設置して中長期的な経営改善方法等の検討に着手しているところであり、その議論を注視しながら当該団体の収支改善や事業見直しなどに関して必要な助言又は指導を行います。
公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	関係機関との連携強化などにより、生産者への制度加入啓発に努め、また団体に対し適正な資金管理・運営ができるように必要な助言又は指導を行うことで、経常収支の改善に取り組んでいきます。
一般社団法人宮城県林業公社	平成25年10月の特定調停成立を経て第三セクター等改革推進債を活用し、経営改善を図ったところであるが、引き続き最終的な県民負担の更なる圧縮と本県林業の振興、森林の公益的機能の発揮に対する一層の貢献に向け、自立的経営の確立のための更なる経営改善について、必要な助言又は指導を行います。
一般財団法人みやぎ建設総合センター	平成31年3月に本県が策定した「経営健全化方針」に基づき、県内の建設業界におけるセンターの必要性や存在意義を改めて明確にするとともに、収益の減少により発生した累積欠損金の縮減・解消に向けて、団体へ県事業の委託を行うなど新たな収入確保策に向けた取組の強化及び事業の見直しによる経費の削減などによる経営改善の取組について、必要な助言又は指導を行います。
塩釜港開発株式会社	団体の累積欠損金の解消に向けて、経営改善等の対応策について、筆頭出資者として主導的役割を果たしている塩竈市と連携して、必要な助言又は指導を行います。
仙台空港鉄道株式会社	平成31年3月に本県が策定した「経営健全化方針」及び団体が策定した「中期経営計画（2018年度（平成30年度）～2027年度）」に基づく経営改善が着実に進められるよう、必要な助言又は指導を行います。 また、団体の事業である仙台空港アクセス鉄道の利用拡大及び利便性向上のため、関係機関と連携した取組支援を実施します。

○自立支援団体（41団体）

公益財団法人東北自治研修所
一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会
宮城県土地開発公社
仙台臨海鉄道株式会社
公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター
公益財団法人宮城県環境事業公社
公益財団法人宮城県文化振興財団
公益財団法人慶長遣欧使節船協会
公益社団法人みやぎ被害者支援センター
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
一般財団法人宮城県地域医療情報センター
一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会
一般社団法人東北地域医療支援機構
公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
公益財団法人宮城県腎臓協会
宮城県信用保証協会
宮城県商工会連合会
宮城県中小企業団体中央会
公益社団法人宮城県トラック協会
公益財団法人みやぎ産業振興機構
宮城県職業能力開発協会
公益社団法人宮城県観光連盟
公益財団法人宮城県国際化協会
一般財団法人みやぎ産業交流センター
公益社団法人宮城県国際経済振興協会
宮城県漁業信用基金協会
宮城県農業信用基金協会
公益社団法人みやぎ農業振興公社
一般社団法人宮城県農業会議
一般社団法人宮城県畜産協会
宮城県土地改良事業団体連合会
公益財団法人みやぎ林業活性化基金
公益財団法人宮城県水産振興協会
公益社団法人宮城県建設センター
宮城県道路公社
公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社
宮城県開発株式会社
宮城県住宅供給公社
公益財団法人宮城県スポーツ協会
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

○進行管理団体（0団体）